



自己資本と リスク管理の状況

バーゼル銀行規制への対応状況など
金融機関の信頼の源ともいえる
自己資本の充実やリスク管理の状況
について紹介しています。

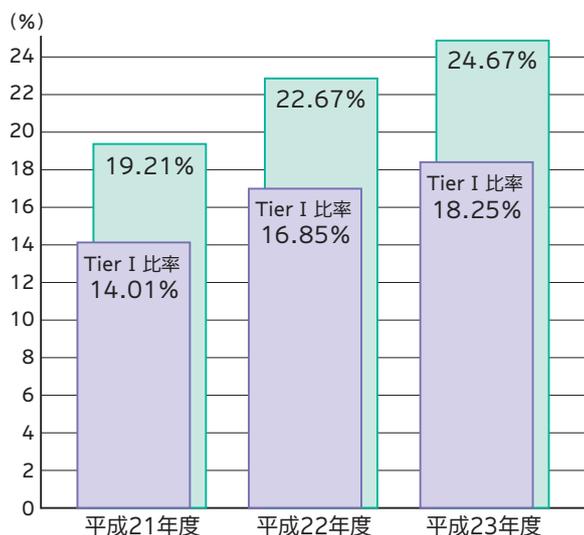
自己資本の状況	40
農林中央金庫のリスクマネジメント	42

強固なメンバーシップを基盤とする充実した自己資本

◆ 自己資本比率の状況

当金庫では、会員への安定的な収益還元および協同組織中央機関としての機能強化により、農林水産業への貢献と系統信用事業の発展に寄与し、お取引先の多様なニーズにおこたえしていくため、高水準の自己資本の確保とそれによる財務基盤の維持・強化を経営の重要課題として位置付けています。平成23年度末における当金庫の自己資本比率は、経常利益の確保と有価証券評価差額金の大幅な改善等により、連結ベース(連結対象社数9社)および単体ベースともに24%台となりました。

▶ 自己資本比率（連結ベース）



◆ 自己資本の充実と財務基盤の拡充

当金庫は、未曾有の金融危機・市場混乱のなかにおいても経営の健全性を確保し、会員やお取引先、内外マーケット等のニーズと信頼に適切におこたえしていくため、平成20年度に大規模な資本増強を実施しました。

平成21年3月に、今後金融市場の混乱が一層深まった場合においても、国際基準行としての金融機関経営の健全性を示す自己資本比率を十分に確保できるよう、会員からの全面的なご理解・ご協力を得て、普通出資の一形態である後配出資増資1兆3,805億円を行うとともに、永久劣後ローン借入を9,637億円から1兆4,760億円に増加させ、自己資本の質・量両面からの充実と財務基盤の強化を図っています。

今後とも、金融機関に対する国際的な資本規制の強化の流れも見据え、高水準の自己資本比率を維持しつつ協同組織中央機関としての機能を強化すること、および安定的な収益還元を行うことを経営の基本指針としていきます。

◆ 強固な資本基盤

当金庫は、米国の2大格付機関であるスタンダード&プアーズ社とムーディーズ社から格付を取得し、国内金融機関ではトップクラスの評価を得ていますが、系統組織のメンバーシップによる強固な資本基盤を有していることが、その主因のひとつとなっています。

なお、金融機能の回復や信用供与の円滑化の目的から、これまで大手行などに対して公的資本の注入が実施されてきましたが、当金庫は、自己資本の状況などを踏まえ、現在まで公的資本注入の申請は一度も行っておりません。

▶ 自己資本調達手段の概要

当金庫の資本金は、以下の内容の出資金により構成されています。

	普通出資	優先出資
出資者	農林中央金庫法に定められた会員	定めなし
議決権	あり	なし
額面・発行形式	100円・額面発行	100円・時価発行
出資配当	<p>決算総会にて配当率を決定。優先出資の優先配当実施後に配当。普通出資配当実施の場合は、優先出資参加配当を実施。</p>	<p>うち 後配出資</p> <p>決算総会にて配当率を決定。配当順位は普通出資に同じ。定款により、普通出資配当よりも低位配当とするものと規定。</p> <p>決算総会にて配当率を決定。優先出資配当は、優先配当および参加配当により構成。参加配当は普通出資配当と同順位。</p>

農林中央金庫のリスクマネジメント

◻ リスク管理への取組み

金融機関経営の要諦は、経営環境全般の変化、とりわけ経済情勢や金融市場の変動のなかでさまざまなリスクと向き合い、収益の確保やポートフォリオの最適化を実現するとともに、確実なサービスの提供や財務の健全化を通じて社会的に高い信頼性を維持していくことにあります。

当金庫は平成20年に世界を襲った未曾有といわれる金融危機によって財務基盤に少なからぬ影響を受けましたが、平成21年3月に大規模な資本増強を実施し、また、それ以降財務の改善およびリスク管理態勢のさまざまな強化に取り組んできた結果、平成24年3月末においても高水準な自己資本比率を確保しています。東日本大震災からの復興への取組み、会員への安定的な収益還元、および農林水産業を基盤とする協同組織中央機関・専門金融機関としての機能発揮といった基本的使命の遂行に向け、さまざまな不確実性を抱えるグローバルな経済・金融環境のなかで安定した経営を維持するうえで、リスク管理態勢の不断の高度化は引き続き重要な経営課題となっています。

当金庫においては、認識すべきリスクの種類や管理のための体制・手法などリスク管理の基本的な体系を定めた「リスクマネジメント基本方針」を制定し、業務を運営するなかで直面するリスクの重要性評価を行い、管理対象とするリスクを特定したうえで、各リスクの特性を踏まえた個別の管理を行うとともに、計量化手法を用いてこれらのリスクを総体的に把握し、経営体力と比較して管理する統合的リスク管理を行っています。

統合的リスク管理にあたっては「統合リスク管理会議」を設置し、当金庫のリスク管理態勢および自己資本管理態勢に関する重要事項を経営層で協議し、管理の枠組みを定めるとともに、総体的なリスク量が経営体力(自己資本)の範囲にあることをチェックする態勢を整備しています。統合的リスク管理の状況(「統合リスク管理会議」の主要決定事項、当面の統合的リスク管理における課題等)は

定期的に理事会に報告する体制をとっています。また、個別のリスク管理については、「市場ポートフォリオマネジメント会議」(市場リスク、流動性リスク)、「クレジットコミッティー」「信用ポートフォリオマネジメント会議」「系統金融会議」(信用リスク)、「オペレーショナル・リスク管理協議会」(オペレーショナル・リスク)をそれぞれ設置し、経営戦略や業務方針の遂行に際して生じるリスクを許容できるレベルにコントロールするために必要な施策について経営層が協議・決定する態勢を構築しています。このような態勢により、「統合リスク管理会議」が定めるエコノミックキャピタル管理(44ページ参照)等の枠組みのもと、当金庫経営を取り巻く不透明な経済・金融環境のなかで、収益・資本・リスクのバランスを慎重に見極めながら、会員への安定的な収益還元を最優先においたポートフォリオ運用と財務運営に努めています。

また、リスク管理を担当する部署についても、個別のリスクを管理する複数の部署とこれらを統合的に管理する部署を設置し、それぞれの役割と責任の明確化および適切な牽制関係の構築を図っています。

◻ バーゼル銀行規制への対応

平成19年3月からわが国において適用されたバーゼルⅡは、3つの柱、すなわち、リスクの実態をより反映した自己資本比率算出方法の導入(第一の柱)、自らのリスクプロファイルに照らした自己資本充実度の自己評価と監督当局による検証(第二の柱)、およびこれらに関して適切な市場の評価がなされるための積極的なディスクロージャー(第三の柱)への対応を求めており、当金庫においても、継続的にこれに関連する諸課題への取組みを進めています。

当金庫はバーゼルⅡに関する農林中央金庫法告示に基づき、自己資本比率の算出において、信用リスクは「基礎的内部格付手法」、オペレーショナル・

リスクは「粗利益配分手法」を採用しています。

バーゼル銀行規制に関しては、先般の金融危機の教訓を踏まえ、証券化商品のリスク・ウエイト見直しやマーケットリスク計測におけるストレス期間の考慮等を柱とするバーゼルⅡの強化が平成23年から実施されています。さらに、平成25年からバーゼルⅢの段階的実施が予定されています。

バーゼルⅢにおいては、より強靱な銀行および銀行システムのための世界的な強化の枠組みとして、普通株等Tier I 比率の導入等自己資本の質および水準の向上、カウンターパーティの信用リスクに対する所要自己資本の引き上げ等リスク捕捉の強化、レバレッジ比率による自己資本比率規制の補完、プロシクリカリティ（景気変動増幅効果）緩和のための資本バッファなどが導入される予定です。また、流動性リスク規制の国際的な枠組みとして、流動性カバレッジ比率（短期的なストレス状況下における大規模な資金流出への対応能力を示す指標）や、長期安定調達比率（資金の調達・運用構造の安定性を計測するための指標）の導入などが予定されています。当金庫においてもこれら規制強化に適切に対応していきます。

◆ 自己資本充実度の評価

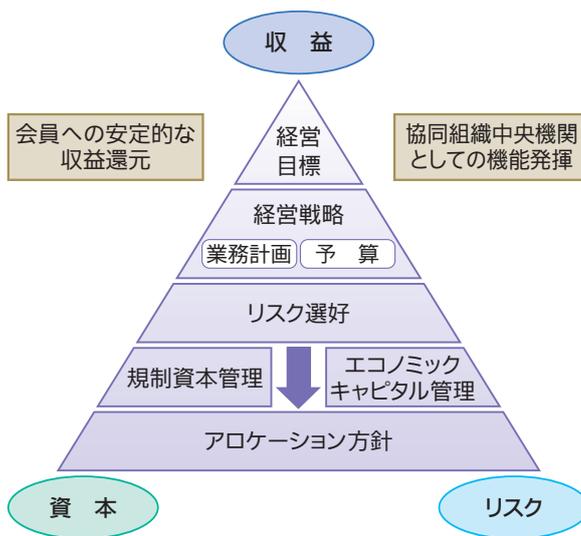
当金庫は、収益・資本・リスクのバランスがとれた適切な経営管理を行うため、バーゼルⅡ（第二の柱）の趣旨を踏まえた、「自己資本充実度の評価（Internal Capital Adequacy Assessment Process = ICAAP）」を実施することにより、自己資本比率算出において分子となる資本だけでなく、分母となる資産（リスク・アセット）のコントロールを含めた総合的な自己資本管理を行っています。

ICAAPとは、経営目標実現のために直面するリスクを適切に管理し、そのリスクに応じた資本を十分に維持していることを疎明する一連のプロセスです。また、「資本」を「リスク」と比較する観点か

ら捉えるのみではなく、経営目標・経営戦略を達成するために必要となる「収益」を加えたトライアングルの関係としても認識し、三者の適正なバランスにより、健全性と収益性を高いレベルで同時に達成することも目的としています。

具体的には、「リスク選好」に基づいて定量的に認識されるリスク量が、内部管理上の自己資本と整合的であることを、規制上の自己資本比率管理およびエコノミックキャピタル管理の2つのフレームワークを用いて疎明するプロセスを構築しています。

▶ ICAAP概念図



● リスク選好

リスク選好とは、当金庫が経営目標を達成するための戦略（予算や業務計画など）を遂行していくうえで、とるべきリスクの種類やその規模など、リスクテイクに関する具体的な考え方を示すとともに、リスクをどのような水準でコントロールするのかについても、定性・定量の両面から、関連性のある複数の指標により定めるものです。こうしたリスク選好を理事会が適切に設定することは、リスク管理におけるガバナンスの実効性を高めるうえで重要であると考えています。当金庫においては、国際分散投資を実践するためのポートフォリオ運用方針をアロケーション方針と呼んでおり、

当金庫のリスク選好を具体化したものと位置付けています。

● リスク選好と統合的な業務運営

当金庫ではリスク選好と統合的な予算や業務計画を策定し、リスクや資本の状況とバランスのとれた財務および業務の運営に努めています。また、不透明な経済・金融環境のもとでも、リスク選好で設定した一定水準以上の自己資本充実度を確保するため、自己資本管理上のチェックポイントを設定しています。

チェックポイントとは、さまざまな要因で常に変動する自己資本充実度があらかじめ定めた水準以上となるよう、主な変動要因をモニタリングし、早い段階で対応策を検討し実施する仕組みです。

具体的なチェックポイントは当金庫のリスク特性を踏まえ、規制上の自己資本比率管理およびエコノミックキャピタル管理の2つの観点からそれぞれ設定しており、主たる変動要因である有価証券評価損益の水準やリスク量をきめ細かくモニタリングすることにより、自己資本充実度を適切に維持する仕組みとしています。

● ストレストテストの実施

ストレストテストは、原則として年度のICAAP実施に合わせて行っており、当金庫のポートフォリオ全体に対して一定の時間軸やリスクの波及効果を織り込んだ厳しいストレスシナリオを設定し、自己資本への影響を確認しています。それを踏まえ、ストレスが発生した際に想定される対応策の検討を行うなど、フォワードルッキングな自己資本充実度の評価に努めています。このほか、半期ごとの予算策定などに合わせてポートフォリオのストレス分析を別途実施しており、日常のポートフォリオ運営において想定すべき市場リスクや信用リスクの大きな変動の影響を、規制上の自己資本比率およびエコノミックキャピタル管理両面で確認し、意思決定に役立てています。

□ 統合的リスク管理について

当金庫では、「リスクマネジメント基本方針」を制定し、計量化することで総合的に把握したリスクを、経営体力と比較管理することをリスク管理の中核に据えています。その運営の中心的機能を果たしているのが「エコノミックキャピタル管理」です。

エコノミックキャピタル管理では、自己資本でカバーすべきさまざまなリスクを計量化し、あらかじめエコノミックキャピタル管理上使用することを定めた自己資本額を上限として、期中の市場変動や新たなリスクテイクなどによって変動するリスク量をタイムリーに計測しモニタリングすることで、当該上限額の範囲内に収めるようコントロールします。なお、当金庫では単体および連結ベースでエコノミックキャピタル管理を実施しています。

エコノミックキャピタル管理で使用する自己資本は規制上の自己資本比率算出におけるTier I 資本を基本とし、ストレス状況におけるリスクへの備えとしてTier II 資本を位置付けています。コントロールするリスクは、市場リスク、信用リスクおよびオペレーショナル・リスクに大別され、国際分散投資のコンセプトを最大限活かすべく、運用資産や担当部署ごとの区分によらず、一体的な管理を行うなど、当金庫のビジネスモデルに適合した手法を採用しています。また、エコノミックキャピタル管理に使用する自己資本と管理運営方法については理事会で決定し、ミドル部署において期中の自己資本およびリスク量の推移をモニタリングしており、結果を定期的に経営層まで報告する体制としています。

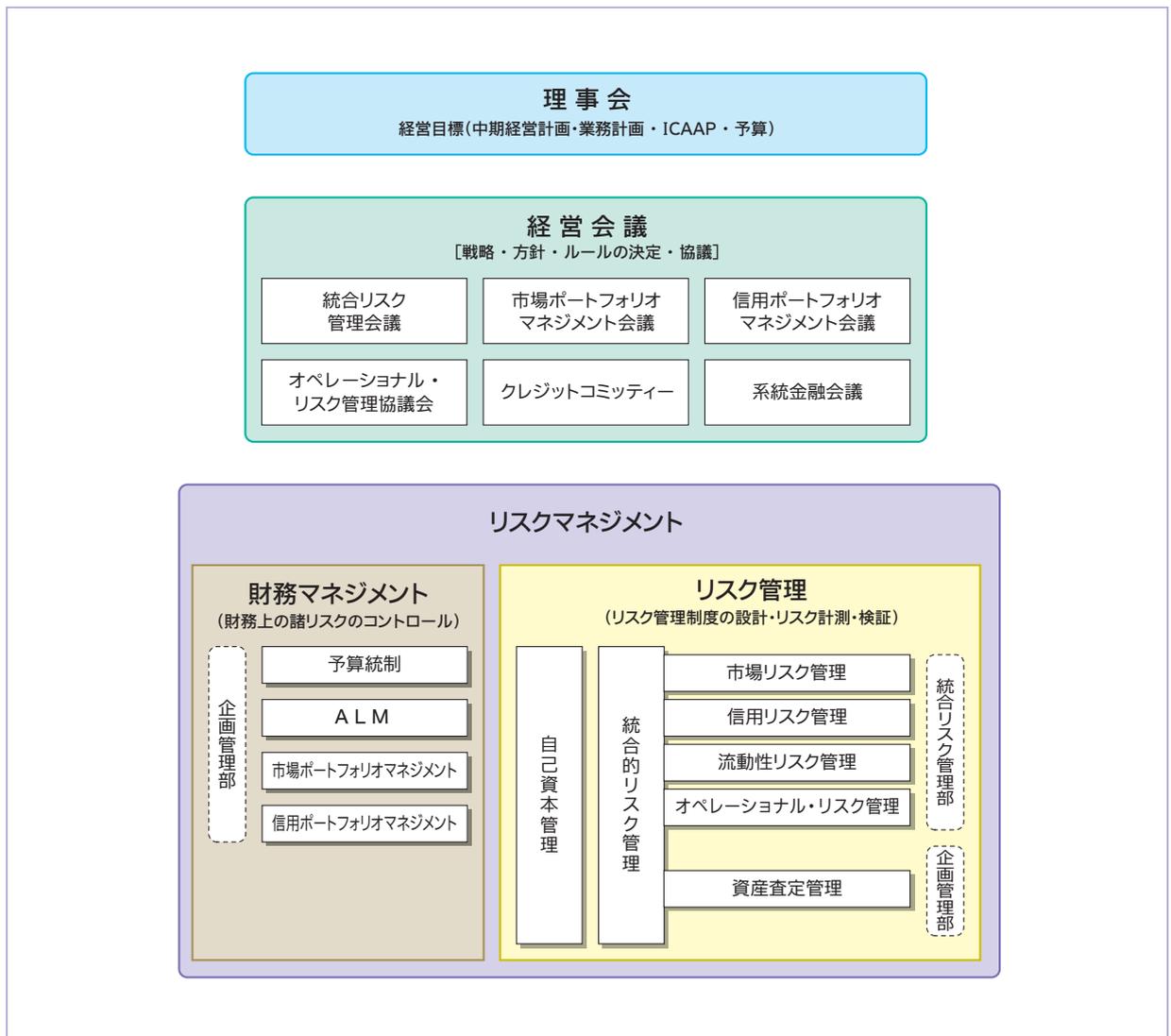
リスクの計量化については、市場リスクは、信頼区間99.50%、保有期間1年のヒストリカルシミュレーション法により計測されたVaR(バリュー・アット・リスク)を基本とし、信用リスクは、信頼区間99.50%、保有期間1年の格付遷移等に基づくモンテカルロ・シミュレーション法によ

り計測されたVaRを基本としてリスク量を計測しています。オペレーショナル・リスクについては、規制上の自己資本比率管理における粗利益配分手法により計測された所要自己資本額をリスク量と

しています。

こうした取組みを通じ、経営全体での統合的なリスク管理を進め、今後もより一層の高度化を目指します。

▶ リスク管理体制



● 統合的リスク管理と一体になった財務マネジメント

当金庫では、統合的リスク管理の枠組みと一体となった形で、健全性維持と収益力強化とのバランスを重視した財務マネジメントを行っています。とりわけ、市場リスクに関しては、資金収支の静態的、動態的な金利感応度分析や資産価格の金利感応度分析など、さまざまな角度からの分析結果をもとに金融情勢の変化に機敏に対応できる運営体制の構築に努めています。また、債券・株式・為替などの価格変動リスクを考慮したリスク量の計測やストレス状況下を想定したシナリオシミュレーションをALM運営の一環として実施しており、市場の変動が保有資産の価値にどの程度影響を与えるかについて把握することを通じ、柔軟な財務運営に努めています。

◇ 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産(オフ・バランス資産を含む)の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクです。

当金庫は、信用リスク取引を経営戦略上重要な収益源と位置付け、貸出などすべての信用リスク資産について、個別審査に加えて信用リスクポートフォリオ全体についても管理するとの観点から統合的なマネジメントを行い、信用リスクのコントロールによる安定的な収益の確保に努めています。

● 信用リスク管理体制

当金庫の信用リスクマネジメントは、経営層で構成される4つの会議体によって管理の枠組みと与信方針が決定され、その大枠の与信方針内でフロント部門が貸出・投資などの執行を行い、フロント部門から独立したミドル部門が信用リスクポートフォリオの状況などをモニタリングして会議体に報告し、さらなる管理の枠組みの見直しや与信方針の企画・策定につなげる、というサイクル

を中心に成り立っています。

4つの会議体のうち、統合リスク管理会議は内部格付制度、自己査定制度、エコノミックキャピタル管理制度といった信用リスク管理の基本的かつ全体的な枠組みを審議します。またクレジットコミッティーは、主として信用集中リスクをコントロールするための各種シーリング制度について審議する場として機能しています。

信用ポートフォリオマネジメント会議および系統金融会議では、こうした制度に則り、信用リスク取引に関する戦略の策定や執行方針について審議するとともに、個別の重要案件または大口案件にかかる対応方針についても協議・決定します。

信用リスクポートフォリオの状況など、モニタリングはミドル部門が行っています。また、信用リスクマネジメントにかかる運営状況(市場概況、クレジットコミッティー・信用ポートフォリオマネジメント会議・系統金融会議の主要決定事項、信用リスクポートフォリオの概況、当面の信用リスクマネジメントの考え方等)について、定期的に理事会に報告する体制をとっています。

● 審査体制

個別案件のリスク管理については、審査能力の高度化を進めてきています。系統貸出、法人営業貸出、金融機関向け与信、非居住者貸出および証券化商品等について、それぞれの特性を勘案した専門性の高い審査を行うため、当金庫がこれまで培ってきた投融資の知見を活かし、業種別、商品別などの審査体制をとっています。

これは各業種、商品別の担当審査役が、債務者の財務分析、キャッシュフロー分析を通じた実態把握のみならず、調査機能を活かした業界調査や同業他社比較などを通じて、よりの確な与信判断を下すことを可能とする仕組みとして導入しているものです。また、非居住者貸出については、各国の政治経済情勢の分析を行うなど、国内貸出と異なるリスクを考慮したカントリーシーリング制度が機能しており、地域ごとの担当審査役による案件

審査とあわせ、適切なリスク管理に努めています。さらに、個人向けの住宅・カード等のローン債権、商業用不動産等からのキャッシュフローを裏付けとするなどのいわゆる証券化商品については、商品ごとのリスクプロファイルに応じたデューデリジェンス(投資検討時の総合的な分析)および審査を行っており、投資後も継続的に投資商品の裏付資産のパフォーマンスにかかるモニタリングやレビューを行っています。

以上のような審査体制のもと、厳格な審査基準、独自の財務・キャッシュフロー分析手法、モニタリングなどによって、高度な信用リスク管理を行っています。

● 内部格付制度

内部格付制度の概要および特徴

当金庫においては、農林水産業の専門金融機関としての伝統的な貸出資産に加え、商品種類や地域・業種において多様な資産を組み合わせることによりポートフォリオを構築する経営戦略をとっています。これら、ポートフォリオを構成する多様な資産を一元的かつ統合的に管理し、信用リスクモデルにより算定されたリスク量を自己資本等経営体力の許容できる範囲に収まるようにコントロールすることを通じて、経営の健全性の確保および安定的な収益力の維持に努めています。

内部格付制度は、これらのポートフォリオの信用リスクを的確に評価・計測するための統一的基準であり、信用リスクの統合的なリスクマネジメントの中核的なツールとして、日常の与信管理やエコノミックキャピタル管理において重要な機能を果たしています。

内部格付制度の構造と利用状況

当金庫の内部格付制度は、「債務者格付制度」、「回収率格付制度」および「リテール内部格付制度」から構成されています。

債務者格付制度は、事業法人等エクスポージャーを対象としており、デフォルトしていないエクスポージャーについて10段階、デフォルトしたエクスポージャーについて5段階、合計15段階に区分しています。債務者格付の各ランクの定義は、それぞれの信用リスクの水準を規定しています。

債務者に対する格付の評価手法については、原則として定量要因および定性要因を組み合わせるランクを決定する手法を採用しています。なお、運用を委託している一部の資産については、外部の格付機関であるスタンダード&プアーズ社、ムーディーズ社の格付を主たる情報として利用する評価手法を用いています。この場合には、共通債務者の各種格付の比較、デフォルト率による比較などにより、格付ランク(1-1等)と上記2社の格付符号(AAA, Aaa等)との対応関係を明確に定めています。

回収率格付制度は、事業法人等エクスポージャーを対象としており、担保・保証等の保全状況、債務等の返済順位(優先・劣後)、およびその他のデフォルトしたエクスポージャーの回収可能性に影響を与える要素を評価し、回収率に応じてランクを付与する制度です。

リテール内部格付制度は、プール単位でデフォルト確率(PD)、デフォルト時の損失率(LGD)およびデフォルト時のエクスポージャー(EAD)を推計して、各エクスポージャーをプールに割り当てる制度です。

基礎的内部格付手法を採用している当金庫においては、内部格付制度は経営体力の評価尺度である自己資本比率算出の基礎となる制度として位置付けられると同時に、エコノミックキャピタル管理においても信用リスク資産のリスク量の算定に、自己資本比率算出と同じ格付ランクごとのデ

フォルト確率(PD)を利用しています。

また、内部格付・保全状況に応じて金利設定を行い、リスクに見合ったリターンを確保する取組みを進めているほか、与信集中リスク管理において、格付ランクごとに与信上限額を設定した管理を行っています。

内部格付制度の管理と検証手続

内部格付制度の管理については、フロント部門から独立し、内部格付制度の管理を専門に行う部署を設置し、当金庫の信用ポートフォリオの特性に合致した内部格付制度を設計し、内部格付の目的、各格付ランクの基準、評価手法および割当ての基準、権限、格付の見直しおよび検証などに関する規定を定めています。また、定期的な内部格付制度の検証および内部格付制度の適切な運用を確保するためのモニタリングも実施しています。

これに加え、内部監査部署として業務監査部が定期的に信用リスクの管理状況、デフォルト実績率やパラメーターの推計値の適切性や、内部格付手法実施要件の遵守状況などについて監査を行い、理事会に報告しています。

● 内部格付に基づく自己査定および償却・引当の実施

当金庫では、自己査定を毎年3月、6月、9月、12月の各月末を基準として年4回実施しています。

自己査定実施時には、まず、内部格付に応じた債務者区分を行い、与信先を正常先、要注意先、破綻懸念先、実質破綻先、破綻先の5つに区分しています。

次に、債務者区分に従い、各債務者に対する個別与信についてその回収可能性により、I分類からIV分類までの4つの資産に分類しています。

▶ 内部格付、自己査定および金融再生法に基づく開示債権の関係

内部格付	自己査定			(参考)金融再生法に基づく開示債権
	債務者区分	資産分類	定義	
1-1 4 1-2 5 2 6 3 7	正常先	I分類	業況良好かつ財務内容に特段の問題がないと認められる債務者。1-1格から4格までが、外部格付の投資適格に相当する内部格付	正常債権
8-1 8-2 8-3 8-4	要注意先 その他 要注意先 要管理先	II分類	今後の管理に注意を要する債務者	要管理債権
9	破綻懸念先	III分類	今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者	危険債権
10-1	実質破綻先	IV分類	法的・形式的な経営破綻の事実が発生していないものの実質的に経営破綻に陥っている債務者	破産更生債権およびこれらに準ずる債権
10-2	破綻先		法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者	

● 償却・引当の計上基準

自己査定 of 債務者区分に応じて償却・引当の基準を定めて貸倒引当金の計上および償却を実施しています。このうち正常先・要注意先については、グループごとに過去の貸倒などの毀損実績に基づき算定した予想損失率により一般貸倒引当金を計上しているほか、要管理先の大口先については

ディスカウントキャッシュフロー(DCF)法により個別に引当額を計算しています。また破綻懸念先以下の債務者については、個別に担保・保証等でカバーされないⅢ分類およびⅣ分類に区分された債権のうち必要な額について個別貸倒引当金の計上もしくは直接償却を行っています。

▶ 償却・引当の基準

債務者区分		償却・引当の計上基準	平成23年度末引当率
正常先		予想損失率(過去の毀損率等を基に算出)を与信総額に乗じた予想損失額を一般貸倒引当金に計上	0.34%
要注意先	その他 要注意先	予想損失率(信用力に応じてグループ分けを行い、グループごとに過去の毀損率等を基に算出)を与信総額に乗じた予想損失額を一般貸倒引当金に計上	4.57%
	要管理先	グループ分けは「要管理先」と「その他要注意先」に区分し、後者をさらに財務内容や与信状況等を勘案して細分化 大口の要管理先についてはDCF法による引当を実施	4.79% (DCF法対象先は除く)
破綻懸念先		個々の債務者ごとに分類されたⅢ分類額(担保・保証などによる回収が見込まれない部分)のうち必要額を算出し、個別貸倒引当金を計上	非保全部分に対して 78.66%
実質破綻先		個々の債務者ごとに分類されたⅣ分類額(回収不能または無価値と判定される部分)は税法基準で無税償却適状となっていなくとも、原則財務会計上すべて直接償却し、Ⅲ分類額は全額個別貸倒引当金を計上	非保全部分に対して 全額償却もしくは引当
破綻先			

● 与信集中リスク管理

与信集中リスクとは、特定の貸出先、業種、地域への信用供与の偏りに起因して、与信先のデフォルト等のクレジットイベントが一斉に発生することにより、意図しない形で巨額の損失が発生するリスクです。このようなリスクをあらかじめ抑制するため、当金庫においては、信用供与先の特性に応じてカンントリーシーリング(国・地域向け与信)、コーポレートシーリング(一般企業等向け与信)、バンクシーリング(金融機関向け与信)といった与信上限額を設定しています。各種シーリングに対

する与信額の状況についてはモニタリングを行うことで定期的にエクスポージャーを把握し、過度な与信集中を起こさないようコントロールしています。

コーポレートシーリングにおいては貸出先等の内部格付ランクに対応した与信上限額を設定しており、企業グループ単位での与信上限額も管理しています。また、バンクシーリングにおいては取引種類ごとの与信枠も設定し、きめ細かい管理を実施しています。この他、業種別エクスポージャーの集中状況について定期的なレビューを実施しています。

● 信用リスク量の計測

信用リスクについては統計的な手法を用いてリスク量を計測することにより、エコノミックキャピタル管理を行っています。

信用リスク量の計測手法

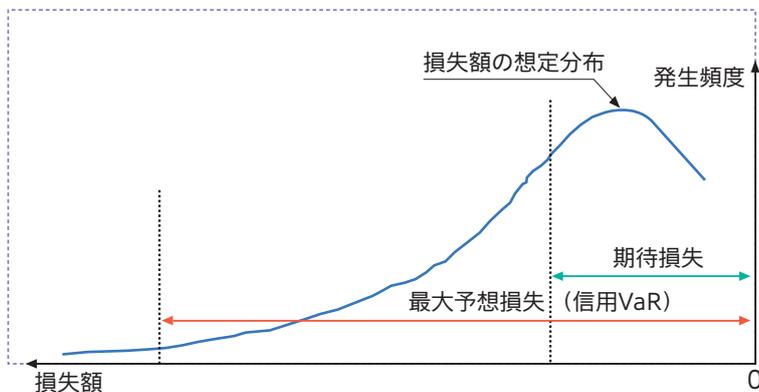
信用リスク量の計測に際しては、信用リスク内部モデル(モンテカルロ・シミュレーション法)により信用リスク量を計測します。計測対象範囲としては、貸出金、保証、外国為替、社債などの有価証券に加え、スワップ取引などのオフバランス取引も対象に、与信額(エクスポージャー)に発生する可能性のある毀損額を信用リスク量と定義して、リスク量の計測を行っています。

信用リスク量の計測に際しては、取引先や商品のデフォルトや格付変動等による損失や資産価値の劣化が発生するシナリオを、統計モデルを用い

て数万パターンにわたってシミュレーションします。このシミュレーションにより、当金庫の信用ポートフォリオ全体において今後1年間に発生する可能性のある予想損失額の分布を算出します。シミュレーションに用いる主要なパラメーターとして、格付別のデフォルト確率(PD)、格付の遷移率(ある格付からほかの格付に移行する確率)およびエクスポージャー間の相関係数等を推計します。

シミュレーションにより、モデルで計算した損失額の分布から、損失額の平均値である「期待損失」と、シミュレーション上では一定の信頼区間において発生する可能性がある「最大予想損失」の2つのリスク量を特定し、エコノミックキャピタル管理上の自己資本に対するリスク量の状況をモニタリングすることによって、エコノミックキャピタルの管理を行います。

▶ 信用リスク計量化モデルのイメージ



計量化モデルによって当該ポートフォリオの想定される損失額の分布状況を把握し、これをもとに平均損失、信用VaR(バリュー・アット・リスク)等のリスク指標が算出される。

◆ 市場リスク管理

当金庫では、金利リスク、株式リスクを含む市場リスクは、信用リスクと並んで収益基盤をなす重要なリスクと位置付け、適切な管理態勢のもとで収益・資本・リスクのバランスのとれた健全性と収益性の高い市場ポートフォリオを構築し、能動的にリスクテイクを行うことで安定的な収益を確保することを目指しています。リスクテイクを行うにあたっては、市場ポートフォリオ全体のリスク量、各アセットクラスのリスク・リターン、アセットクラス間の相関等を踏まえ、市場ポートフォリオ全体のリスクバランスに配慮した国際分散投資を基本とし、財務の状況、市場環境などに応じて、アロケーションを行っています。また、リスクマネジメントの実効性を担保するために、市場取引業務の遂行にあたっては、アロケーション方針などの決定(企画)、取引の執行、およびリスク量などのモニタリングを、それぞれ分離・独立して行っています。具体的には、全体の統括的なリスク管理は統合リスク管理会議、アロケーション方針は市場ポートフォリオマネジメント会議、執行はフロント部門、モニタリングはミドル部署が担当し、市場ポートフォリオマネジメントにかかる運営状況(市場概況、市場ポートフォリオマネジメント会議の主要決定事項、市場ポートフォリオの概況、当面の市場運用の考え方など)について、定期的に理事会に報告する体制をとっています。

今後も市場リスク管理の枠組みのほか、人員、システム面およびリスク量分析などの技術面での一層の充実を図り、リスク管理の一層の高度化に努めます。

● 市場ポートフォリオ

市場ポートフォリオにかかるリスク管理は、エコノミックキャピタル上の自己資本の範囲内において、経済・金融環境に応じてアセットクラスごとのリスクバランスを調整し、健全性と収益性の高いポートフォリオを構築すること、および、財務の状況に応じてポートフォリオ全体のリスクバランス・資金収支レベルなどをコントロールすることを基本としています。具体的には、ミドル部署が計測するポジション量、VaR(バリュー・アット・リスク)、BPV(ベース・ポイント・バリュー)などのリスク指標、アセットクラス間の相関データなどを基に、市場ポートフォリオの状況を確認し、マクロ経済分析、市場分析などをベースとした経済・金融見通し、収支レベル、含み損益、自己資本比率などのシミュレーションを含めた財務の状況などを総合的に勘案し、市場ポートフォリオ全体のリスクバランスをコントロールしています。エコノミックキャピタル管理における市場リスク量計測にあたっては、原則として当金庫ポートフォリオのすべての金融資産および金融負債を対象とし、内部モデル(ヒストリカルシミュレーション法)によるVaR(バリュー・アット・リスク)を算出しています。また、アセットクラスごとの損失額およびリスク量の増加に対するアラームポイントや、短期的な市場変動による影響を考慮した分散共分散法によるVaRも併用して、市場環境の変化を早期に察知し、機動的かつ弾力的に市場ポートフォリオの運用方針を見直しています。

主要なフレームワークは以下のとおりです。

意思決定

市場取引についての重要な意思決定は、経営レベルで行います。理事会が年度アロケーション方針を策定し、これに基づき市場ポートフォリオ運営に関係する理事で構成される会議(市場ポートフォリオマネジメント会議)において、関係部長を含めて市場取引にかかる具体的方針などについて検討・協議のうえ、意思決定を行います。

意思決定に際しては、市場動向・経済見通しなどの投資環境分析に加え、当金庫の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMも十分に考慮のうえ、判断を行っています。市場ポートフォリオマネジメント会議は、原則として月に1回(実績としては、ほぼ毎週)開催するほか、市場動向などに柔軟に対応すべく必要に応じて随時開催しています。

また、市場動向に関する日常的な情報交換を緊密に行うことを目的として、関係役員および部長による情報連絡会を毎週開催し、適切な判断を迅速に行うための情報・認識共有を行っています。

執行

フロント部門は、市場ポートフォリオマネジメント会議などで決定された方針に基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを執行します。これらの執行を担当する部署であるフロント部門は、効率的な執行を行うとともに常に市場動向を注視し、新たな取引方針などについての提案を市場ポートフォリオマネジメント会議に行います。

モニタリング

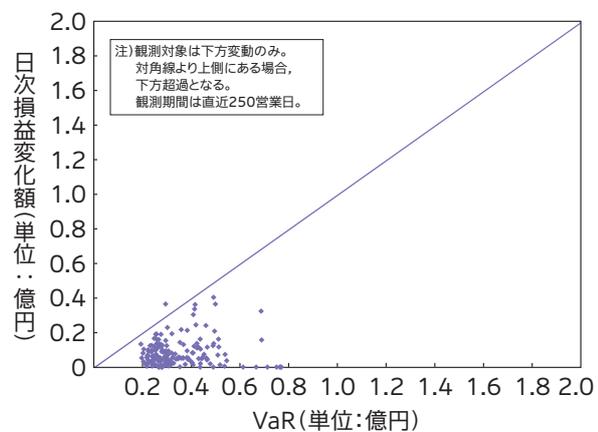
市場ポートフォリオマネジメント会議などで決定された方針に基づき、フロント部門が適切な執行を行っているかどうかをチェックし、リスク量などの測定を行うのがモニタリング機能です。このなかではアセットクラスごとのリスクバランスを適切にコントロールすることを目的として、エコノミックキャピタル管理におけるリスク量計測のほか各種のリスク指標をモニタリングしています。この機能はフロント部門から独立したミドル部署が担っており、日次ベースを中心とするモニタリング結果はその内容に応じて定期的に経営層まで報告されます。報告されたモニタリング結果は、市場ポートフォリオマネジメント会議などにおけるポートフォリオのリスク状況の確認および今後の具体的な方針を検討するための基本資料として活用します。

● トレーディング業務

市場の短期的な変動などを収益化するために取り組んでいるトレーディング業務については、売買執行にあたるフロント部門は他の取引を行うセクションと明確に組織区分されています。また、フロント部門がリスク対リターンの観点からあらかじめ定められたポジション枠や損失枠などの範囲内で取引を行います。また、フロント部門から独立したミドル部署がVaR(バリュー・アット・リスク)などのリスク量を計測し、フロント部門のリスクテイクの状況をモニタリングしています。

なお、トレーディング業務のリスク管理については、エコノミックキャピタル管理を中心とする市場リスク全体のリスク管理の枠組みのなかで統合的なリスク管理を行っています。

▶ トレーディングトータル(金利リスク)1day VaR



▶ トレーディング部門 金利リスクVaR(1day)の推移

		VaR(億円)
平成23年	6月30日	0.3
	9月30日	0.4
	12月30日	0.2
平成24年	3月30日	0.2

リスクの計測手法

リスク量計測に用いる内部モデルについては、分散共分散法モデルを採用しており、片側99パーセントの信頼区間、保有期間10営業日のVaR(バリュー・アット・リスク)を日次で算出しています。当該内部モデルは自己開発したもので、ミドル部署が検証を実施しているほか、内部監査部署による監査および外部の専門家による定量的・定性的検証により、その妥当性にかかる検証を定期的に行っており、新しい金融技術・情報技術を活用し計測手法の一層の高度化を図っています。

内部モデルの妥当性を検証するため、内部モデルによって算出されたリスク量と、実際の損益の変動値を日次で比較し(バック・テスト)、要因分析の結果などを踏まえ、モデル自体の要因により一定以上の乖離が見られた場合は、必要に応じて内部モデルを見直すこととしています。また、過去5年間の金利の最大変化など、市場の急激な変動を仮定した複数のシナリオに基づくストレステストを月次で実施しています。

用語解説

VaR(バリュー・アット・リスク)

一定の保有期間、信頼区間のもとで被る可能性のある最大損失額を統計的に推計したものです。当金庫では、リスク計測の目的等に応じた保有期間、信頼区間を設定し、適切な計測手法を用いてVaRを算出しています。

BPV(ベース・ポイント・バリュー)

現在のポジション保有状況で金利が0.01%変化した場合のポジション価値変化額のことです。当金庫では、イールドカーブが平行移動した場合の影響を把握する指標として、トータルデルタを用いています。

流動性リスク管理

当金庫では、流動性リスクを「運用と調達の間でのミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、または通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク」(資金繰りリスク)および「市場の混乱等により市場において取引ができない、または通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク」(市場流動性リスク)と定義し、適切なマネジメントに努めています。

資金繰りリスクについては、そのマネジメントが業務継続、およびポートフォリオの安定的な運営を行ううえでの前提となるため、系統預金を中心とする安定的な調達構造といった当金庫の特性も踏まえ、市場流動性の低い資産の保有にも配慮し、ストレス時における調達能力を想定したうえで、資金繰りの安定度を重視した調達ツール

の拡大・分散化に努めています。資金繰り管理については本店で一元的に統括しており、運用・調達ともに通貨ごと、調達ツールごと、拠点ごとの状況に応じた各種のリミットを「統合リスク管理会議」において定めています。具体的な資金繰りの方針については、ポートフォリオ運営の見通しや調達可能額の想定を踏まえ四半期ごとに資金計画を作成し、「市場ポートフォリオマネジメント会議」において決定しています。また、決定した資金計画に基づいて週次ベースの執行方針を策定、市場環境等に留意しながら状況に応じた適切な資金繰り運営に努めており、その執行状況については月次で継続的にレビューしています。

市場流動性リスクについては、市場環境に応じた機動的なアセット・アロケーションの構築に向けた投資判断を行うための重要なファクターと位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、具体的な投資戦略の策定の際にも市場流動性リスクを考慮した検討を行っているほ

か、運用・調達の安定性にかかる評価にも活用しています。このため、取扱商品の市場流動性に関しては、ミドル部署が資産種類・商品別の市場規模等をはじめとする市場流動性を定期的に調査・分析したうえで、結果を「統合リスク管理会議」および「市場ポートフォリオマネジメント会議」に報告しています。

また、流動性リスク管理の運営状況については定期的に理事会に報告しています。

□ オペレーショナル・リスク管理

当金庫では、オペレーショナル・リスク管理の基本方針として、理事会において「オペレーショナル・リスク管理要綱」を決定し、オペレーショナル・リスクの定義、管理体制、基本的管理プロセス等を定めています。

● オペレーショナル・リスク管理の目的

当金庫のオペレーショナル・リスク管理は、業務の遂行に伴い受動的に発生する事務・法務・システムなどの各種リスクに優先順位をつけて対応することで、有限な経営資源の合理的な配分を可能とし、本源的に収益を生まないタイプのリスクの発生可能性、想定損失額を極小化することを目的としています。

● オペレーショナル・リスクの定義

当金庫では、オペレーショナル・リスクを、「業務を遂行する際に発生するリスクのうち、収益発生を意図し能動的に取得する市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクを除いたその他のリスク」と定義したうえで、これをさらに事務リスク、法務リスク、システムリスク、人的リスク、有形資産リスク、情報漏洩等リスク、業務継続リスク、レピュテーショナル・リスク、規制・制度変更リスク等の個別リスクに分類しています。

● オペレーショナル・リスク管理体制

当金庫では、オペレーショナル・リスク管理の基本方針、年度の管理計画等の重要な事項は理事会において決定します。また理事会のもとに、関係する理事および部長を構成員とするオペレーショナル・リスク管理協議会を設置し、リスク管理状況のモニタリングやリスク横断的、部署横断的な管理を実施しています。さらに、営業部門等から独立したオペレーショナル・リスク管理の統括部署および個別リスク管理担当部署を設置するとともに、各業務実施部店ごとにオペレーショナル・リスク管理担当者を指定しています。

● オペレーショナル・リスク管理の基本的な方法

個別リスクのうち、リスクの発生そのものが統制活動の対象となるリスク(事務リスク、法務リスク、システムリスク、人的リスク、有形資産リスク、情報漏洩等リスク)については、リスクを適切に特定し、分析・評価しモニタリングし、管理・削減するため、RCSA(Risk & Control Self Assessment)による分析・評価およびオペレーショナル・リスク報告制度を通じたリスク顕在化情報およびニアミス情報の収集・分析を実施しているほか、リスク特性や統制の有効性などに応じた、個別の管理規定による管理を行っています。RCSAでは、個々の業務の担当部署が自ら業務プロセスなどに内在するリスクを洗い出し、コントロールの有効性および残存リスクを評価しています。RCSAにより認識された重要な要改善事項については、年度の管理計画に盛り込んで対応しています。オペレーショナル・リスク報告制度では、バーゼルⅡで定める損失事象分類を網羅した明確な報告基準を設けて情報を収集・分析するとともに、RCSAへのフィードバック等により個別事象ごとの原因を分析し、再発防止策の策定を行っています。

リスク発生後の対応が統制活動の対象となるリスクのうち業務継続リスクについては、東日本大震災への対応等も踏まえ、業務継続態勢の一層の高度化を図っているほか、首都直下地震や新型感

染症によるパンデミック等を想定した定期的な訓練の実施により実効性の検証・向上にも取り組んでいます。

上記以外のリスク(規制・制度変更リスク、レピュテーション・リスク等)については、経営として対処すべき性格のリスクと整理し、経営として事前の主体的活動によりリスク発生の抑制に努めると同時に、常にその変化を想定・把握して経営戦略等に反映させる取組みを実施しています。

オペレーショナル・リスクの管理状況については、定期的にオペレーショナル・リスク管理協議会および理事会へ報告され、必要に応じて基本方針の見直しを行っています。またこうした管理態勢全般について、内部監査部署が定期的に検証を行い、管理の実効性向上を図っています。

なお、当金庫では、バーゼルⅡのオペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する方法は、粗利益配分手法を採用しています。

● 事務リスク管理

当金庫では、事務リスクを「業務の過程または従業員の活動が不適切であることにより損失が発生するリスクであり、具体的には、手続に定められたとおり事務処理を行うことを怠る、あるいは事故・不正などを起こすことにより損失を被るリスク、実務規定の整備が不十分あるいは規定する業務プロセス自体に不備があり、適切な処理が行われないリスク」と定義し、「事務リスク管理規程」を定めて管理しています。

具体的には、プロセスリスクRCSAの結果およびオペレーショナル・リスク報告制度を通じた情報の収集・分析結果を踏まえ、リスク削減策や管理高度化にかかる事務リスク管理計画を策定し、その進捗状況を定期的に経営層に報告しています。あわせて個別の事故・事務ミスの再発防止策の策定、事務手続の整備、自己検査・自主点検、各種研修の実施等の継続的な取組みにより、リスク顕在化防止に努めています。また、新商品・新規業務や組織改編など、業務プロセスや事務手続に影響を与

える重要な環境変化に適切に対応することで、事務リスク管理に十全を期しています。

● システムリスク管理

当金庫では、システムリスクを「コンピュータシステムのダウン、誤作動、システム不備、コンピュータが不正に使用されること、または情報システムの開発プロジェクトの不適切な運営等により、金庫が損失を被るリスク」と定義し、「システムリスク管理規程」を定めて管理しています。

具体的には、内外環境の変化により生じる新たなリスクへの対応を適切に取り込みつつ、システムリスクRCSAやシステムリスク管理計画の策定・実施といったリスク管理高度化にかかる取組みを実施しています。また、システム障害の情報を収集・分析し、再発防止策と合わせて経営層へ定期的に報告していることに加えて、影響範囲を極小化するために重大障害発生を想定し、復旧手順を確認するなど、システム障害への対応に十全を期しています。このように、社会インフラとしての金融サービスの安定的な提供や情報セキュリティ管理の強化という社会的な要請にこたえるため、一層の内部統制の強化やシステムリスク管理態勢の強化に取り組んでいます。

● 法務リスク管理

当金庫では、法務リスクを「経営判断や個別業務の執行において、法令違反や不適切な契約締結等に起因し、損害が発生したり、取引上のトラブルが発生するリスク」と定義し、「法務リスク管理規程」を定めて管理しています。

当金庫は、従来からの金融サービスに加え、系統信用事業の組織整備、新しい金融サービスの提供や投資業務を行うなかで、法務リスク管理を全部店で取り組むべき重要な経営課題のひとつと位置付け、管理の高度化に努めています。

● 業務継続リスク管理

当金庫では、業務継続リスクを「自然災害等によ

る大規模な被災や大規模な障害の発生に際し、適切な対策が実施できず業務継続が困難となるリスク」と定義し、「業務継続基本方針」、「業務継続要領」、「災害対策本部設置運営要領」等の関連規定等により業務継続態勢を整備するとともに、定期的な訓練等を通じてその高度化に努めています。

平成23年に発生した東日本大震災および電力需給の逼迫に対しては、災害対策本部を設置し、当金庫業務を適切に遂行するための対応を協議・実行するとともに、JAバンクやJFマリンバンクと一体となった被災者のみなさまへの貯金払い戻し等にかかる緊急対応を行いました。この経験を通じて得られた課題認識等も踏まえ、さらなる業務継続態勢の高度化に向け不断に取り組んでいます。

◆ グループ会社における リスク管理について

当金庫のグループ会社は、「グループ会社運営・管理規則」のもとで管理されており、各社ごとの業務内容やリスク特性を勘案して実効性のある管理方針・フレームワークを各社自ら整備する旨、「リスクマネジメント基本方針」にて定めています。これを受け、グループ会社は当金庫と協議などを行い、各社のリスク特性に応じて、リスク管理にかかる体制を整備しています。

グループ会社を総括する部署では、当金庫グループとしてのリスク管理・コンプライアンスの徹底などを図るため、関係部と適宜連携しつつ、グループ会社をリスク特性に応じて区分し、区分ごとにグループ会社において具備すべきリスク管理の体制および金庫としての統制内容を規定化しています。この規定に基づき、グループ会社の日常的なリスク管理が実施されており、必要に応じてグループ会社の経営トップ層や実務者を対象とした諸会議などを開催しています。グループ会社のリスク管理体制、業務運営については、「業務監査規則」などに基づき、当金庫の内部監査部署が監査を行うこととしています。

また、連結ベースのエコノミックキャピタル管理を実施し、当金庫が直面するリスクを、連結対象子会社を含んで網羅的に把握したうえで計量化し、自己資本の範囲内でコントロールしています。連結子会社のうち、農中信託銀行(株)および協同住宅ローン(株)などにおいては、市場、信用、流動性、オペレーショナルの各リスク、それ以外の各社においてはオペレーショナル・リスクに分類される内容を管理しています。

以上の取組みを通じて、当金庫はグループ全体のリスク管理の高度化に努めています。